

令和3年

総務委員会会議録

とき 令和3年11月30日

品川区議会

令和3年 品川区議会総務委員会

日 時 令和3年11月30日(火) 午前10時00分～午後0時16分
場 所 品川区議会 本庁舎5階 第5委員会室

出席委員 委員長 渡辺 裕一 君 副委員長 たけうち 忍 君
委員 小芝 新 君 委員 渡部 茂 君
委員 おくの 晋治 君 委員 須貝 行宏 君
委員 田中 さやか 君 委員 大倉 たかひろ 君

出席説明員 桑 村 副 区 長 堀 越 企 画 部 長
黒田計画推進担当部長 (企画部財政課長事務取扱) 佐藤(憲)企画調整課長
榎本総務部長 古巻総務課長
島袋人権啓発課長 東野経理課長 (庁舎計画担当課長兼務)
提坂税務課長 中山会計管理者
工藤区議会事務局長

○午前10時00分開会

○渡辺委員長

ただいまより総務委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、議案審査、報告事項、所管事務調査およびその他を予定しております。

なお、本日の委員会もこれまでと同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、委員会室のレイアウトを変更、アクリル板を設置、理事者の出席も必要最小限とし、所管する議題が終わり次第、ご退席いただきますので、ご了承ください。

それでは、本日も特に会議時間が長時間にならないよう、簡潔かつ効率的なご質疑にご協力お願いいたします。

1 議案審査

第64号議案 令和3年度品川区一般会計補正予算

○渡辺委員長

それでは、初めに、予定表1の、議案審査を行います。

説明に入る前に、各所管委員会における審査結果について、各委員長より申し送りを受けておりますので、ご報告いたします。

第64号議案、令和3年度品川区一般会計補正予算につきましては、昨日、厚生、文教の両委員会で所管に係る審査を行い、両委員会ともに全会一致で原案のとおり決定した旨、各委員長より申し送りを受けております。

以上が各所管委員会における審査の結果でございます。

当総務委員会では、各委員会の審査結果を踏まえ、総合審査を行います。

それでは、理事者よりご説明願います。

○黒田財政課長

それでは私から、第64号議案、令和3年度品川区一般会計補正予算（第5号）についてご説明させていただきます。

個々の事業内容につきましては、先ほど委員長からありましたとおり、昨日、所管の各委員会で審査をいただいているところでございます。改めて全体を説明させていただきます、審査をお願いするところでございます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルスワクチンの3回目の追加接種や、社会福祉基金の積立金をはじめ、追加計上が必要となった経費を対象に編成したものでございます。

それでは、補正予算書の6ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。上段の表、歳入でございます。13款国庫支出金から16款寄附金まで。下段の表、歳出は、3款民生費から4款衛生費まで。それぞれ8億7,020万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,860億2,622万6,000円とするものでございます。

それでは、14ページをお開きください。歳出からご説明させていただきます。

3款民生費、1項社会福祉費、2目高齢者福祉費は、1,000万円を追加いたしまして、79億9,995万1,000円とするもので、区内の小規模な介護事業者が連携できる体制の検討経費の助成を行うものでございます。

4目障害者福祉費は、5,000万円を追加しまして、84億6,723万8,000円とするもので、区民の方からの寄附について、社会福祉基金積立金に障害者福祉基金として積み立てるものであります。

以上によりまして、社会福祉費の計を262億9,151万5,000円とするものであります。

その下へ参りまして、2項児童福祉費、2目子ども家庭支援センター費は、540万円を追加いたしまして、4億7,033万2,000円とするもので、新型コロナウイルス感染症対策として、子育て世帯において保護者が新型コロナウイルス感染症に感染し、陽性者となった場合に、お子さんの養育を支援するものであります。

以上によりまして、児童福祉費の計を542億1,044万6,000円とするものであります。

その下へ参ります。4款衛生費、1項保健衛生費、3目保健予防費は、8億480万円を追加いたしまして、76億9,183万3,000円とするもので、新型コロナウイルスワクチンの3回目となる追加接種に係る経費であります。

以上によりまして、保健衛生費の計を109億2,614万2,000円とするものであります。

10ページにお戻りください。歳入でございます。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費負担金は、2億5,818万円を追加いたしまして、27億3,531万円とするもので、予防接種費に充当するものであります。

以上によりまして、国庫負担金の計を251億2,206万4,000円とするものであります。

2項国庫補助金、3目衛生費補助金は、5億4,662万円を追加いたしまして、15億1,202万1,000円とするもので、予防接種費に充当するものであります。

以上によりまして、国庫補助金の計を60億5,125万8,000円とするものであります。

14款都支出金、2項都補助金、2目民生費補助金は、1,540万円を追加し、62億7,889万8,000円とするもので、児童相談事業に540万円、高齢者災害対策支援事業費に1,000万円を充当するものであります。

以上によりまして、都補助金の計を97億6,145万8,000円とするものであります。

12ページでございます。16款寄附金、1項寄附金、1目指定寄附金は、5,000万円を追加し、5,030万1,000円とするもので、社会福祉基金積立金に5,000万円を充当するものであります。

以上によりまして、寄附金の計を6,375万1,000円とするものであります。

○渡辺委員長

説明が終わりました。

当委員会は、総合審査であるため、個々の細部にわたる質問については、理事者が答えられる範囲で答弁ということをお委員の皆様にもご理解とご了承いただいて、質疑を行いたいと思います。

それでは、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○おくの委員

ワクチンをはじめ、それぞれ必要な事業だとは思いますが、ただ、全部10分の10で都や国からの補助金などに基づく予算ばかりです。その内容において、区民の皆さんの暮らしとか、あるいは経営、営業を支援していくような予算がないのが非常に気になります。これから年を越す、あるいは年度を越す時期です。非常に暮らしに困っているというのは、報道あるいは私たち、私自身が区民の皆さんから受ける生活相談を通して、以前にも増して聞くようになってきています。

それに対して、せっかく補正を組むのに、そういう予算が見られないというのはいかがなものかと。

少し足りないのではないかと私は思います。

それからもう一つは、オミクロン株が出てきました。政府も警戒していますけれども、この前のデルタ株のときも検査体制が非常に手薄で、わっと広がってしまったというのがあると思うのです。その教訓を活かして、今度こそ検査体制をきちんとしないといけないのではないかと思います。今この瞬間は、一時期収まっているわけですが、そういうときにこそ検査体制を整えていくことに力を入れるべきではないかとも思います。その辺のことを、この補正予算を組むに当たって検討されなかったのでしょうか。そういうところを伺いたいと思います。

○黒田財政課長

まず、補正予算の考え方でございますが、先ほど申し上げたとおり、今回の補正予算は新型コロナウイルスワクチンの3回目の追加接種や、社会福祉基金の積立金をはじめ、追加計上が必要となった予算を対象に編成したというものでございまして、基本的な区の事業につきましては、当初予算で編成させていただいてございまして、その後、事情に応じて補正予算を組むと。その中で、当然その財源をどうするかということもございまして、そういった中で適宜、補正予算を編成させていただいているところでございます。

また、今回のワクチン接種の補正予算の検討の中で、デルタ株等々の教訓を踏まえて検査体制をというご質問だと思いますが、今回の第5波の後に、保健所で医師会でありますとか、様々な関係機関とそれぞれ調整した上で、今回のワクチン接種も含め、接種体制の中で、新型コロナウイルス感染症に対する対策を講じておりまして、その中で、今回の補正予算につきましては、ワクチンの追加接種部分について編成させていただいたというところでございます。

○おくの委員

いや、ワクチンも大事です。ワクチンだけではなく、検査によって、さらに無症状の方もウイルスを持っているということが確認されたりしていますので、それを逃さないように検査体制を強めていかなければいけないというのも、多々指摘されているところでありますので、ワクチンと共に検査体制を整えるということは、国も指摘しているところだと思います。ですから、その点も抜かりなく考えていただきたいと思います。

それから、暮らし、営業に対する支援は、国のほうも、実際にできているかどうかは別として、少なくとも配慮しなければいけないということは言うようになってきている。そのぐらい、区民というか国民というか、その実態は大変なことになっているのだと思います。区も非常に考えるべき時期に来ているのだと思いますけれども、その辺りの認識はしっかりおありでしょうか。もう一度、その辺の認識の点でお伺いしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○黒田財政課長

1点目の新型コロナウイルスの検査体制ということでございますが、先ほどの繰り返しになりますけれども、保健所で第5波の総括をする中で、様々な機関と今後の体制については検討していると聞いておりますので、その中で備えていくということであろうかと考えてございます。

暮らしの支援についてというご質問でございますが、当初予算というか、これまで編成した予算の中でも様々、所管のほうで事業を展開していますので、そういった中で、きめ細かく対応させていただきたいと考えてございます。

○おくの委員

私たちは一般質問でも、国に要望してほしいとか、また、区独自でやれることだからやってほしいと

か、いろいろ申し上げました。この総合審査の中でも、同じことを申し上げておきたいと思います。意見、要望として申し上げておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○渡辺委員長

ほかはいかがでしょうか。

○田中委員

もしお答えいただければいいのですが、全体的に賛成するのですが、幾つか聞きたいことがあります。先ほど質問があったオミクロン株ですけれども、今回、第3回目のワクチン接種の補助金ということで補正がついて、オミクロン株に対するワクチンの効果について、今のところ、もし分かる範囲で効果があるのであれば、お知らせいただきたいというのと、もし効果があるという前提に立って、あるとして、今、第1弾の接種券の配付、発送が始まったということですが、6月以降に接種した方に関しては、1月下旬に順次発送する予定というのを区のホームページで見ているのですが、専門家によっては1月中旬に感染爆発がまた起きるのではないかという懸念をする人もいる中で、接種券の配付とかが前倒しに、スピーディーさを求められることもあるのかなと思うのですが、そういった体制というか、もし今、つくられているのであれば、そこについてもお知らせいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○古巻総務課長

ただいまのオミクロン株に対するご質問ですが、まだ多分、医学的な知見というのは確立していないのかなと思います。ワクチンに関する視点という部分でいうと、まだ報道レベルの内容ですので、とはいっても、全く効かないということはないでしょうし、今までのウイルスに対する効果というのは、必ずあるということでは、今回3回目の接種ということになっておりますので、基本的には、3回目の接種を進めていくという方針です。

接種券に関しましては、委員のご指摘があったように、早めに感染が拡大していくような状況を踏まえて、ある程度柔軟に発送できるように準備をしておりますので、どれだけ前倒しできるかということはあると思いますが、なるべく遅滞の生じないように対応していきたいと考えております。

○須貝委員

この補正予算ですが、このまま何も問題はなし、これから新型コロナウイルスワクチン3回目の予防接種が始まっていくのだなと状況を見ております。

その中で、前回のワクチン接種に当たり、国の問題がすごく大きいと思うのです。ワクチンがきちんと入荷できるのですかと。その時期にきちんと入ってきて、区で対応できるのですかと。それから、都や国で集団接種が急に始まったり、そういう混乱もすごくありました。恐らく区でも、大量に接種券をお配りするので、郵送、発送に対して、遅れているところも確かに出てしまったと思います。そういう教訓も活かされて、今回きちんといくと思うのですが、国と都との連携というのは、もうしっかり確立されているのでしょうか。それをまずお聞かせください。

○古巻総務課長

国と都との連携でございますけれども、基本的に、今までいろいろ混乱があったことは事実だと思います。どうしても後手に回ってしまっているような状況もあったかと思いますが、その辺りはしっかりと踏まえた上で、連携していると認識しておりますし、区といたしましても、そういった状況のある程度、前倒しでいろいろできるようなことも踏まえて準備をしているところです。

ワクチンに関しては、今のところ、しっかりした数がきちんと配送されるという情報を得ております

ので、その辺りは、いろいろ過去の経緯を見ると、ご心配する向きもあるとは思いますが、今のところ、予定されたスケジュールで、しっかりワクチン接種を進められるように準備ができると認識しております。

○須貝委員

前回は国と都に振り回されて、区が悪いのではないかと、最後は区民の多くの方が、「品川区は何をやっているのだ」という誤解を招いた、また不信を招いたというのは、本当に残念だと思います。そこはしっかり、要望するところは要望していただきたいと思います。

あと、これは質問ではないのですが、新型コロナウイルスワクチンは無料です。そして今、インフルエンザワクチンが始まって、だからインフルエンザワクチンも無料なのではないかと誤解された方が結構いまして、さらに別の状況で、品川区以外で何区かは、無料でインフルエンザワクチンを提供している、接種するということも出ているのです。この辺も、23区お隣同士でやるならば、各自治体の予算とか、対応はあると思うのですが、何か一つまとまって、私は同じ行動、同じ対応をしていただけるとありがたいなと思います。意見だけです。

○渡辺委員長

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党からお願いします。

○小芝委員

賛成します。

○たけうち副委員長

賛成です。

○渡部委員

賛成します。

○おくの委員

それぞれ必要な事業なので、賛成します。ただ、先ほども申し上げましたように、区民の皆さんの暮らし、営業への支援の予算、それから、検査体制を整えることへの予算もきちんと考えていただきたいという意見を申し述べておきたいと思います。

○須貝委員

賛成します。

○田中委員

賛成します。

○大倉委員

賛成です。

○渡辺委員長

それでは、これより第64号議案、令和3年度品川区一般会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で、原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、予定表1の、議案審査を終了いたします。

2 報告事項

(1) 品川区行動計画推進会議報告書について

○渡辺委員長

次に、予定表2の、報告事項を聴取いたします。

それではまず、(1)品川区行動計画推進会議報告書についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○島袋人権啓発課長

それでは、お手元にございます資料に沿って進めてまいります。品川区行動計画推進会議報告書について報告いたします。

1、諮問についてです。まず初めに、品川区行動計画推進会議についてご説明いたします。

男女共同参画社会を目指し、品川区行動計画を円滑に推進するため設置された機関で、学識経験者、一般公募の区民によって構成され、計画の推進状況を検証し、男女共同参画施策に対し、提言を行います。

今期の第17期品川区行動計画推進会議委員でございますが、12名で構成され、学識経験者が5名と一般公募区民が7名でございます。委員の任期は2年で、令和元年7月から令和3年12月といたしました。

委員の委嘱期間です。コロナ禍の折、対面での会議開催が困難となった時期が生じたため、当初の予定を変更し、延長しております。

次に、諮問でございます。平成31年3月、マイセルフ品川プランの策定に伴い、新規取組の一つである性の多様性を認め合う社会づくりを推進するため、「性的マイノリティの理解促進をするための教育や啓発、支援などの環境整備について」といたしました。

趣旨を説明いたします。「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～（男女共同参画のための品川区行動計画第5次・品川区配偶者暴力対策基本計画・品川区女性活躍推進計画）」では、区民にとって性別にとらわれることなく互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、対等な立場で能力と個性を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指しております。その中で、性自認や性的指向のあり方の多様性を認め合い、差別や偏見、特にアンコンシャス・バイアスと呼ばれている無意識の偏見・思い込みをなくしていくためにはどのような教育や啓発が必要か、またどのような支援が必要かを議論いただき、自分らしい生き方ができる社会の構築のため、その具体的な取組方法などに関し、意見を求めたところでございます。

次に、2、推進会議の活動経過です。

(1) 推進会議全体会でございますが、12月2日の解嘱式を含め、11回の開催を予定し準備を進めているところでございます。

(2) 3分科会における活動（現状、課題、解決策から提言へ向けての検討）です。①教育・啓発検討、②支援・体制検討、③根拠等の検討のグループに分けて検討していただきました。各委員に複数の分科会に所属していただいたという経緯もございます。

報告書の構成でございます。裏面をご覧ください。3、答申内容でございます。

第1章、性的マイノリティの理解促進のための法的・制度的環境整備について。性の多様性を認め合う社会の実現は、「人権を守る」意識から、「レインボー宣言 しながわ」の提案、「パートナーシップ制度」の早期導入。

第2章、性的マイノリティ当事者支援に関する環境整備について。交流スペース事業の拡充、「男女別」制服の強制と校則の撤廃、性の多様性に配慮したトイレや更衣室の設置、避難所運営における性の多様性への配慮と環境整備、性的マイノリティの現状を理解した行政サービス・生活支援の実施、「品川区職員・教職員向け性自認・性的指向に関する行動指針」の内容変更等でございます。

第3章、性的マイノリティに関する教育と啓発のための環境整備。教育現場への取込み、研修の実施、啓発・広報の充実。

以上、ご説明した内容をご提言していただく予定でございます。

最後に、4、今後の予定でございます。令和3年12月2日の第11回全体会を持って、計画最終案を区長に答申いたします。報告書の送付でございますが、12月中旬の庶務担課長会において全課に周知いたします。また、区議会議員の皆様をはじめ、東京都やほかの自治体の男女共同参画センターなど、関係機関に送付予定でございます。区議会議員の皆様には、区議会事務局を通じてお配りする予定でございます。さらに、12月下旬を目途に、区ホームページに掲載予定でございます。

○渡辺委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○おくの委員

よく分からないので、先走りかもしれないですけども、まだ答申が出ていない段階で聞くのもあれなのか、分からないですけども、例えば答申内容のところを見ますと、第1章のところ「パートナーシップ制度」の早期導入とか、第2章のところ「男女別」制服の強制と校則の撤廃とありますけれども、こういう方向になるだろうと見ておいてよろしいのでしょうか。

○島袋人権啓発課長

まだ答申が提示されていないというところではございますが、できるところからやっていくという考えであります。

○渡辺委員長

議会への報告を、今できる可能な限り出していただいたと好意的に捉えていいわけですね。皆さんもそういう理解で。

ほかはいかがでしょうか。

○田中委員

行動計画推進会議の議事録を確認したのですが、議事要旨の形は全然いいのですが、あまりにも要旨過ぎて、どういう意見が出てこういう話合いが進んだというのが、さっぱりし過ぎていたかなとすごく思いまして、できればもう少し委員の意見とかを知りたかったと思うので、議事要旨の改善というか、ぜひそういうのをしていただきたいというのが1つ。

また、さっきおきの委員からもあったのですけれども、答申内容の第2章の、「男女別」制服の強制と校則の撤廃というのは、ここの文言だけ見たときに、読み方として、男女別制服というか、品川区は標準服だと思うのです。標準服の強制に関する校則の撤廃なのか、それとも校則そのものになってしまうのかというところが難しかったなど。書き方だと思うのですけれども、そういう方向に進むのかなと思うのですが、ここの補足をしていただければ。

あと、第2章で「等」というのがあったので、ほかにはどんなことがあるのか、もう少し挙げていただければうれしいというのと、性の多様性に配慮したトイレや更衣室の設置については、とても難しいと思うのです。性の多様性に配慮すると、今度はほかの配慮が必要な方たちのところに負担が生じてしまったりで、いろいろな人たちの意見を聴くと、トイレは本当に難しくて進まないというところがあるのですけれども、L I X I Lでも研究されていて、それでもやはりそれぞれの当事者にとっては、ここを改善してほしいということがあるようなのです。なので、専門性を持った方たちのところに視察に行くとか、生活者ネットワークも行きたいと思っているのですけれども、そういった研究もしていただきたいと思うのですが、その辺について何か意見をいただければと思います。

○島袋人権啓発課長

何点かご質問いただきました。まず、議事要旨に関してですけれども、16期までは議事要旨を載せておりませんでしたので、17期から始めるようになりました。ただ、委員の皆様方は、自分の意見がホームページに載ると、様々なところで個人的な問題がありますので、避けてほしいという方々が多いところがございます、題材だけを書かせていただいた経緯がございます、また区民委員の方も、今回7名おりますので、その方たち全員に載せることに対しての了承を得なければいけない。様々、インターネットの環境が、使い方に関しましてもルールがないままいっている部分もございますので、その辺を鑑みまして、議題として載せているというところになってございます。

今後の在り方については、また検討する余地はございましょうが、区民委員の意見がホームページに載ることによって、委縮させてしまうのも困りますので、様々な形を取りながらも、また考えてまいりたいと思っていますところでは。

制服に関しましては、標準服という言い方をすることもございますし、様々な取組みがあるかと思えます。そちらと校則の撤廃ということも、校則ありきのものもあるかもしれないということの中から、委員の中で検討していただいておりますので、答申、報告書が上がりましたら、またご覧いただければと思っていますところでは。

トイレにつきましても、研究をさせていただいておりますので、その分も報告書には上がってくる予定で、現在製本中というところがございます。

また、「等」というのがあったところですが、様々な項目がございましたので、取りあえずピックアップさせていただいたところがございますが、主に検討していただいた内容を書かせていただいているという経緯がございます。

○田中委員

議事要旨に関して、ほかの会議体では委員の名前を書かずに、委員の発言がこうだったとか、その程度で、委員の人と発言がつながる形ではない議事要旨とかもあつたりするので、そういった感じで、もう少し議論が、どういう意見が出たとかは関心があったので、委員の方が特定されない形の議事要旨の在り方とかをしていただけたらということをお願いしたいと思います。

○渡辺委員長

ほかはいかがでしょうか。

○須貝委員

2ページの性的マイノリティ当事者支援に関する環境整備についてと、それから、同じく教育と啓発のための環境整備というのは、進められるのかなと思うのですが、根本的に、例えば戸籍の問題から、財産権、相続権など、法的な整備ができないと、なかなか進めないものもあるのではないかと思いますので、その辺も皆さん、各委員もじくじたる思いというか、これでは一生懸命議論されていても、そちらの法整備がきちんとできないと、本当の性的マイノリティの理解といいますか、社会に定着することはできないのではないかと思いますので、その辺は皆さんどのようにお考えでしょうか。

○島袋人権啓発課長

確かに法整備がないところで、環境整備とさせていただきますところは、各区による環境整備は、実は各区の文化だと思っています。ですので、品川区の場合は人権尊重都市品川宣言がございます。その中の3段目辺りに、「部落差別をはじめ」といったフレーズから、「など」という項目があります。この「など」というものの解釈を含めながら、区として何ができるかを、まず考えていただきました。

ですので、人権尊重都市品川宣言はまだまだ周知率が低うございますので、そちらを知らながら、品川区独自の文化、あるいは、品川区にはどのような制度がフィットするのかなどを研究していただきましたので、今後はそれを受けつつ、私どもの中でできることからやってまいるというところがございます。

○須貝委員

ぜひこういうことは進めないといけないと思うので、都や国に提言できるぐらいの書面、要望書を作れるといいなと思います。大変だと思いますが、よろしくお願いします。

○渡辺委員長

ほかはいかがでしょうか。

○たけうち副委員長

4の今後の予定の、2つ目の項目で、報告書を庁内各課、東京都と他自治体の男女共同参画センターに送るとなっていますが、これは何かそういうルールが、東京都とそういうところに、お互いがそういう形で情報を共有化、もしくは違いがあるかもしれませんが、どういう流れになっているのかということと、3の第1章の最初の項目のところで、さっき読んでいて違和感があったのが、「性の多様性を認め合う社会の現実は」というのは、「実現」ではないですか。もし間違っているとしたら、訂正してもらったほうがいいかなと。意味合いとして、「実現」ではないかという気がするのだけれども。

○島袋人権啓発課長

何点かご質問いただきました。まず、分かりやすいところから申し上げますと、2ページの答申内容のところがございますが、先ほど副委員長からご指摘ございました「性の多様性を認め合う社会の現実は」というところは、報告書のほうでは「実現は」になります。

こちらの報告書は、申し訳ございませんが、修正をさせていただきたいと思っていますところでは。

それから、今後の予定のところにございました2番目の「東京都および他自治体の男女共同参画センター」の関係ですが、まず報告書ができましたら、内閣府にも送りますし、東京都のウィメンズプラザにも送らせていただき、他自治体の男女共同参画センターは、このようなやり取りがございますので、様々な報告書ができた段階で送っていただいたり、情報提供をさせていただいているところがございます。

○たけうち副委員長

分かりました。ホームページ等にも12月下旬に載せていくという話ですけれども、どこがどのように載るのか分かりませんが、こういう取組みが進んでいくことが大事だというのは、我々はもちろん分かっているのですが、まだまだ、特にご年配の方というと、それもまた偏見になってしまうかもしれませんが、町会とかで活躍されている町会長とか、結構ご年配で、昔はそれが当たり前だったようなことでやっていらっしゃる方などが、戸惑う場合もあると思うのです。

また、例えば避難所の性の多様性とかが出たとしたら、どうやっていけばいいのかというご心配なことも出てくるので、進め方として、ぜひその辺のところの世代別だとか理解度別に、大変だと思うのですけれども、ご理解を、我々も含めて、していただければいいような取組みをきめ細かくやっていただければ。最後、要望です。

○渡辺委員長

ほかはいかがですか。

○田中委員

ごめんなさい、1点だけ。「品川区職員・教職員向け性自認・性的指向に関する行動指針」ですけれども、これは全職員、全教員に配付されて、それだけの認知度というか、認識度というか、担当課としてはどのように受け止めているのか、その辺をお知らせいただければと思います。

○島袋人権啓発課長

まず、このように指針をつくりましたら、つくっておしまいということではなく、絶えず改定、アップさせていかなければいけませんので、私のほうでは新規の職員の方たちにご説明させていただくのと、各職層、管理職も含めてですが、人権の研修のときに触れさせていただいております。また、全職員を対象に、人権啓発課では指針を2本つくっておりますので、そちらの研修を本年度から実施しております。

ですので、来年度も実施するように、ただいま取り組んでいるところですが、毎年やり続けることで、しっかりと知っていただく、忘れられないように、しっかりと覚えていただくということを繰り返していきたいと思っています。

○渡辺委員長

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

人権啓発課長は、ここでご退会いただいて結構でございます。ありがとうございました。

(2) ふるさと納税（寄附金）の返礼品追加について

○渡辺委員長

それでは次に、(2)ふるさと納税（寄附金）の返礼品追加についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○提坂税務課長

それでは私から、ふるさと納税（寄附金）の返礼品追加についてご説明いたします。お手元の資料をご覧ください。

まず1、目的でございます。区ではこれまで、ふるさと納税に係る様々な返礼品を用意してきたところでございますが、今回、しながわ水族館、しながわ花海道、屋形船など、区内の観光資源などをモ

チーフといたしました絵本を返礼品として追加することで、区の魅力を対外的にPRし、訪れたい・住みたいと思っていただける品川区の創出を図るとともに、地域のにぎわい創出に資することを目的とするものでございます。

2の返礼品名でございますが、絵本『しながわ観光大使シナモロールのわくわくしながわさんぽ』でございます。

3、開始時期でございますが、令和3年11月25日ということで、先週の木曜日から開始させていただきました。

4、内容といたしましては、しながわ観光大使のシナモロールが、お友達のシナモンフレンズたちと一緒に区内の観光名所等を散歩するという、主にお子様向けの絵本でございます。各ページには隠れているシナモロールがおりまして、小さなお子様と一緒に楽しんでいただいたり、または大人の方だけでも楽しんでいただける内容になってございます。こちらは、ふるさと納税寄附金3万円以上に対する返礼品とさせていただきます。なお、品川区民からの寄附に対する返礼品送付はございません。

5、周知方法でございますが、既に品川区ホームページの区政情報、「寄付・助成等」のページの中と、「ふるさとチョイス」および東急グループのふるさと納税「ふるさとパレット」のサイトそれぞれの品川区のページに、11月25日から掲載を開始いたしております。

6、寄附方法でございますが、「ふるさとチョイス」および東急のふるさと納税「ふるさとパレット」のサイトから、クレジットカードその他キャッシュレス決済、あるいは郵便局専用の払込取扱票を用いてご寄附いただく形となります。

7、経費は、製本費、デザイン料等諸経費込みで、200冊分179万9,600円でございます。

8、その他といたしまして、絵本のほうは今まさに印刷中でございます。ご寄附いただいた方のお手元には順次、ほぼ1か月程度でお送りすることができるかと思います。表紙のイメージをお載せしておりますが、表紙と見開きで8ページの構成で、寸法は記載のとおりでございます。おおむね1歳のお子様から楽しんでいただけるかと考えてございます。

○渡辺委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○田中委員

内訳はどうなっているのか。例えば、シナモロールが使われているので、そのシナモロールに対するというか、サンリオに対するお金だったり、絵本の経費だったり。

○渡辺委員長

経費のところですね。内訳。

○田中委員

200冊の、その内訳を知りたいです。

○堤坂税務課長

内訳でございますが、これはサンリオに製本を委託している形になってございまして、製本そのものについては、200冊で77万2,200円、そのほかデザイン料等諸経費、これは著作権とか、その他もろもろで、少しお高くなっているのですけれども、102万7,400円、合計で179万9,600円の製本となっております。

○田中委員

絵本作成の中身に関しては、区も関わって絵本が作成されていくのか、小さい頃から読む絵本の効果というのは、表現とかで子どもへの印象とか、心に残るものが大分変わってきたりするので、絵本というのは慎重に扱ってほしいということをおっしゃったので、聞いたのですけれども、どういった方が関わって絵本が作成されているのかということをお知らせください。

○提坂税務課長

絵本の作成につきましては、もちろんサンリオからのプランも出てまいりましたが、そのプランについて、税務課の職員を中心に、若手で小さいお子さんのいる職員の意見とかを聴いた上で、なるべく分かりやすく、小さなお子さんも大人の方にも興味を持っていただいて、区の魅力発信となるような内容という形を目指してつくってまいりました。

○渡辺委員長

ほかはいかがでしょうか。

○渡部委員

今、田中委員からもあったのですけれども、見ていて、「ああ、そうなんだ」というときに、200冊で180万円というところは、多分誰もが目に留まる場所であって、よくできているなど。200部で、3万円以上だから600万円。ふるさと納税は3割ルールがあるから、ぴたっと金額がはまっているなど感心したぐらいだけれども、絵本で8,000円と考えると、やはり高いです。

当然、デザイン料はかかると思うのですけれども、だとしたら、税務課の職員まで一緒になってやるのだったら、逆にシナモロールとして品川区を売るのだったら、例えば2,000部にして、さっきの製本代も高過ぎます。いくらハードカバーの絵本を作るにしても、1点当たり。デザイン料はデザイン料で、どういう契約か知らないから分からないけれども。そうしたら、1万円以上の寄附で2,000部作っておけばいけるのに、そうしたほうがいろいろな人に、シナモロールが好きな人に品川区を知ってもらえる。

それは民間にいたから分かる話で、勝手なことを言って申し訳ないけれども、せっかくいいものを作ってやるのだったら、デザイン料から何かお金がかかるのだから、だったら間口を広げて1万円にして、もっと数を増やせばよかったのに、それでも3割は絶対入ってくるのにと僕は思うのだけれども、そういう考えはなかったのですか。頭から3万円200人ありきで、この金額でやれよと、これになってしまったという気がしてならないのだけれども、そういうところを伺いたかったのですが。

○渡辺委員長

経過と考え方ですね。

○提坂税務課長

まず200冊作らせていただいて、反響を見ようということがメインでございまして、今後、反響が大きければ、さらに増刷をさせていただいて、寄附金額の見直しなども研究してまいりたいと思います。

あと、3年ほど前に、サンリオのショールームを見学させていただいたことがあるのですけれども、サンリオのキャラクターは日本人だけではなく、外国の方にも非常に人気がありまして、外国の方もかなり見学に来ていただいております。今後こちらの反響を見て、例えば日本語版だけではなく、英語版とか中国語版とかも作ってみようとか、そういうことも研究してまいりたいと考えているところでございます。

○渡部委員

よろしくお願ひします。せっかくいいものを作って、デザイン料も100万円からかかっているものであって、増刷したり、バリエーションを変えたり、どういう装丁で出てきて七十何万円も200冊でかかるのか、僕は分からないけれども、ハードカバーとか何とかで出てくるのだったら、別に表紙もペラペラで、普通のケント紙みたいなものでいいです。そういうので、今おっしゃっていたような多国語版ですとか、区内の方々が気軽に手に取れるようなものを、ぜひ先に。今回はこれだけの経費がかかるのだけれども、先の分の投資だと思って進めていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○須貝委員

ふるさと納税返礼品については、かなりご努力されて、こちらにも伝わってくる。大変だなと本当に思ひます。何とかしようということで動いていただいているのですが、ふるさと納税の返礼品は、ネットなどを見ますと、上位のほうに食べ物、肉とか、果物とか、カニとか、お菓子類とか、皆さんそういうほうがニーズとして高い中で、23区、品川区の中で、何をしたらいいのかということで巻き返しを図って、努力されていると思うのですが、現実はなかなか難しいところもあるのかなと。

その中で、フライトシミュレーターの操縦体験などはいいいのかなと思うのですが、今回、屋形船などを出してきた。私はこういうものがいいのかなと思うのです。それから、実際ご検討はされたと思うのですが、ほかの区ではレストランで食事をして、コースで返礼品を出しているところもあるし、あと、品川区はせっかく伝統工芸というものがあるならば、その見学とか、一緒に体験できるようなことで持っていくしかないのかなと。

本当に資源が少ないというのは大変なことで、よその自治体では、私は電気製品が載っているのを見たことがあるのですけれども、こんなものが通用するのかなというような時代だと思うのです。本当に苦労されて、様々動いていると思うのですが、もちろん、やられると思うのですが、23区内、都心部で様々な返礼品対策をしていると思ひますので、そういうものを参考にされて、うまく軌道に乗ればいいのかなと思ひます。

このままいったら、せっかく多くの方に納税していただいても、品川区のために、また品川区民のために使う、皆さんの福祉なり区民サービスのために使うと思ったお金が、30億円もどんどんなくなっていくというのは、我々として、皆さんからすればもっとそれ以上につらいところだと思いますので、何か対策を考えていただきたいと同時に、毎回申し上げますけれども、こんなことをいつまでもやっていたら、税制の不公平の問題でやっていたら、それぞれ、今度は都心の自治体が苦労されるので、どうぞ国のほうに変更とかを提案していただいて、やっていただければありがたいと思ひます。

このままいったら、本当に都心部はじり貧になっていってしまうのではないかな。ある区は潤っているところもあると思うのですけれども、それなら、これだけのお金を出しますから、品川区で1億円とか、何億円出しますから、それを地方に使ってくださいと。その代わり、ふるさと納税の税制度みたいなのは直すか、廃止するか、何か別のことをやっていただきたいと思ひます。一応、提案だけで終わります。

○渡辺委員長

ほかはいかがでしょうか。

○小芝委員

ご説明ありがとうございます。こちらの絵本は対象年齢が1歳以上ということで、そうなりますと、この返礼品を対象にされる方というのは、お子さんがこのぐらいの年齢の方、またはお孫さんがこのぐらいの年齢の方となると、当然、対象年齢といひますか、寄附をする方の年齢層はかなり固まってくる

のかなと思うのです。

先ほど須貝委員からも、ふるさと納税の対象で人気があるのは食べ物とかそういったもので、そうなる結局、自治体というよりも、返礼品を選んでその自治体を選ぶという形になってきますので、そうなると、この前も一般質問をさせてもらったのですけれども、本来のふるさと納税の趣旨というものが本末転倒になりかねないという印象を受けるのですが、あえて対象年齢1歳からの絵本にした理由といえますか、寄附をされる方の年齢が、そういった年齢層が多いのかどうかも含めて、教えていただきたいと思うのですけれども、幅がすごく狭いなという印象を受けたので、その辺を教えてくださいませんか。

○提坂税務課長

まず、この絵本については、おおむね1歳のお子さんから、保護者の方と一緒に読んでいただけて楽しんでいただけるということを想定しておりますが、そうすると、今おっしゃったように、親御さんとかおじいちゃん、おばあちゃんという限られた年齢層の方に限定されるのではないかとということですが、このサンリオのキャラクターというのはお子さんだけではなく、大人の方も大変人気があるところがございます、大人の方がこれを手にとって楽しんでいただけたらとか、そういうこともこちらとしては考えるところでございまして、一定の幅広い年齢層の方を対象としているということでは間違いないところでございます。

今後、これ以外の新規の返礼品を研究していくときにも、幅広い様々な年齢層の方に受け入れられるような企画を考えていきたいと考えてございます。

○渡辺委員長

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

税務課長は、ここでご退出いただいて結構でございます。ありがとうございました。

(3) 「よくわかる！品川区財務諸表」の作成について

○渡辺委員長

それでは次に、(3)「よくわかる！品川区財務諸表」の作成についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○中山会計管理者

私からは、「よくわかる！品川区財務諸表」を作成いたしましたので、ご報告させていただきます。資料をご覧ください。

品川区では、新公会計制度を導入し、平成30年度決算から東京都方式による財務諸表を作成してまいりました。令和2年度、これは令和元年度決算分になりますが、そこからは新公会計制度や財務諸表について、より理解していただくために、概要版「よくわかる！品川区財務諸表」を作成し、公表しているところでございます。

作成の目的でございますが、決算書や財務諸表の公表に合わせまして、財務4表の説明、あるいは読み取れることなどを分かりやすく説明することで、区の財務状況などについて周知することになります。この冊子を通じまして、少しでも区民の皆様に関心を持っていただければと考えております。周知の方法といたしましては、区ホームページのほか、区政資料コーナー等にも印刷したものを置いてまいります。

それでは、簡単に内容についてご説明させていただきます。別添の冊子をご覧ください。

大きな構成といたしましては、3つに分かれてございます。1ページから4ページまでは、新公会計制度と品川区の財務諸表の概要、そして新公会計制度とはどのようなものか、導入のメリットや財務諸表の基礎知識として、それぞれの諸表の目的と関係性などを説明しております。5ページから14ページまでは、令和2年度の財務諸表の説明を、一般会計の数値を元に解説しています。特に、貸借対照表と行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書につきましては、前年度との比較をすることで令和2年度決算の特徴を記載させていただき、表の見方が分かるよう工夫をいたしました。

5ページの貸借対照表をご覧ください。貸借対照表は、基準日、これは年度末になりますが、この時点での資産と負債について明らかにすることで、世代間の負担の割合を把握することができます。表中の資産の部の流動資産の1、現金預金と、4、基金積立金が前年度に比べて大きく減少しています。これは、コロナ対策として全区民に給付した「しながわ活力応援給付金」の財源に充てたこと等によります。また、固定資産の1、行政財産、有形固定資産は106億5,900万円増加しております、学校改築など、必要な投資がされたことが分かります。

6ページの負債の部では、特別区債が合わせて3億円ほど減少しておりますので、返済が進んでいることが分かります。

7ページをご覧ください。7ページ、行政コスト計算書になりますが、こちらは一会計期間における品川区の行政活動の実施に伴って発生した「費用」と、財源としての「収入」の関係、そしてその収支の差額を明らかにすることを目的に作成しています。

通常収支の部、行政収入では、地方税等が25億7,900万円の増加、国庫支出金・都支出金が特別定額給付金補助金やコロナ関係の補助金などにより437億2,800万円の増加となっております。行政費用では、扶助費・補助費が585億1,100万円の増加となっております。扶助費の増の主なものは、私立保育園運営費助成で30億円の増、補助費は特別定額給付金やしながわ活力応援給付金で554億円の増となりました。これらのことを、8ページの「2年度のポイント」として記載させていただいております。

11ページをご覧ください。キャッシュ・フロー計算書は、3つの活動分野の現金の動きに着目して、それぞれの収支の状態を明らかにするものです。

12ページ上段の図をご覧ください。行政サービス活動収支がプラスであることから、行政サービスが効率的に提供されていることが分かります。また、社会資本整備等投資活動収支差額はマイナスであり、積極的に社会資本整備を行ったことが分かります。形式収支の36億6,200万円は、翌年度に繰り越す財源で、決算書の翌年度繰越金と合致します。

15ページから19ページは、指標による財務分析を記載しております。15ページをご覧ください。分析の視点といたしまして、資産形成度、世代間公平性、持続可能性、効率性、自律性、この5つの視点で令和2年度の財政状況を分析しています。

例えば、16ページの下段の表になりますが、資産形成度の指標といたしまして、住民1人当たりの資産額を前年度と比較しています。令和2年度の区民1人当たりの資産は567万円、令和元年度と比較して1万円減少していますが、これは品川区の人口が増加したことと、加えまして、基金の取崩しなどにより資産が減少したことによるものです。

この「よくわかる！品川区財務諸表」につきましては、次年度以降も決算の認定をいただいた後、決算書や財務諸表と併せて公表してまいります。

○渡辺委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○おくの委員

本当に面白く読ませてもらいました。全部分かっているわけではないですけども、非常に面白くて、いい試みだと思います。ぜひ続けていっていただきたいと思います。

これは令和元年度も概要版でやられていることですよ。新公会計制度を導入されて、素人の私などは、一体何がどう変わったのか、何を手がかりに理解すればいいのかと思っていたんですけども、こういうものを作っていただくと、少しは分かった気になれるというので、非常にありがたかったです。まだ分かっていないわけではないですけども。

そして、単なる無愛想な概要版とやってあるより、中身は同じですけども、「よくわかる」と銘打っていただいただけでも、めくってみようかなという気になるので、非常にいい工夫をされたなと思いました。さらに、要するに財政というのは、品川区の区政を財政という窓から見るといことになると思うのです。どういう立場に立つにせよ、それは大事なことだと思うんですけども、ぜひ私もやりたいし、いろいろな方にやっていただきたいということで、ただ、非常にハードルが高いのです。だから、そのハードルを下げたための一つの工夫だと思うんですけども、これが一つの工夫で、これ以外にも何か工夫を考えていらっしゃるのでしょうかというのが1点です。

それから、これの中身について、どうしても品川区の今の数字を説明したいという思いがおりになるから、今の数字を使って説明しようとなさるんですけども、素人にとっては、制度を理解するためには、架空のもっと簡単な数字のほうが分かりやすかったりするわけです。だから、説明のためには、あまり品川区のリアルな数字にこだわらないで説明したほうがいいのかも。去年の概要版には、そういう架空の数字を使った説明も、ちらっとあったりするんですけども、そのようにも思いました。

だから、最終的には今の品川区政を説明しなければいけないのだけれども、特に行政の立場に立っておられる方からすれば、そうでしょうけれども、一旦基礎となっている制度を理解してもらうためには、そこを離れた目で見て、制度そのものを理解してもらうためには、架空の数字を使った説明も必要だったり、あるいは、今の公会計制度も、いろいろある考え方の一つにすぎないという面もありますから、それは複式簿記自体がそうだし、発生主義自体がそうだし、相対的な目から見た説明というのを、限られたページ数でやるから限界はあるでしょうけれども、そういう説明の仕方でもしていただいたほうが、より分かりやすくなるという面もあると思うのです。だから、そういう工夫もさらに織り込んでいただけたらいいかなと思いました。

この「よくわかる」以外に、何か工夫をして、財政を分かってもらおうと考えていらっしゃるかどうか。その辺のことをお伺いしておきたいと思います。

○中山会計管理者

おくの委員がおっしゃったとおり、区民の方にとってもとてもなじみの薄い財務諸表かと思っています。ただ、今回これを作りましたのは、令和元年度に作ったときは単年度分しかなかった。今回は2年度分の比較ができるというところで、より分かりやすくなるかなというところで工夫をさせていただいたことが1点と、それから、手に取っていただくには、表紙ですとかタイトルというところも注意をする必要があるかなということで、今回、若手の職員と、このような企画にさせていただいたところです。

概要版を出すことで理解をしていただくのは、区の財政状況を知っていただくということになってくると思いますので、分かりやすい工夫と同時に、しっかりと区の数値をお示ししながら、今の状況はこうですというのを、これから積み上がっていくと、過去の実績等も反映させていけると思っていますので、そういったところで工夫をしていきたいと考えております。

○おくの委員

これ以外にも、何か手段や方法を考えていращやることがあれば。

○中山会計管理者

これは実は決算書と、全ての財務諸表とを一緒にホームページに載せさせていただいております。このほか、区の財政状況を知っていただく手段といたしましては、12月21日号に毎年ですけれども、区の財政状況ということで、財政課と会計管理室の両方の記事をご載せさせていただいて、その中でも分かりやすい工夫というのを図っていきたくと考えているところでございます。

○渡辺委員長

ほかはいかがでしょうか。

○田中委員

以前のものより本当に分かりやすくなったということで、私どもも、とても喜んでおります。

周知方法について伺いたいのですけれども、ホームページでも公開されているということですが、この概要版があるということが、お知らせの部分とか、掘っていかないと分からないのがあれだなということも思っていて、もう少し分かりやすい周知方法と、あと配布の場所も、たまたま私は区政資料コーナーに行って、すぐ目についたのですけれども、図書館とか中小企業センター、地域センターでは、どのような置き方というか、財務諸表、せっかくのものがあまり手に取ってもらえなかったら残念だなということも思っていて、なので、手に取ってもらえる工夫がどのように各地域センター等でされているのかということと、視覚障害者の方への周知がどうなっているのかという部分と、手に取った区民の方たちの活用法をどのように想定されているかの部分についてお知らせください。

○中山会計管理者

何点かご質問いただきました。まず、最初のホームページの掲載方法についてですが、確かにお知らせ等では載っていないので、今後は、例えば決算が認定されましたというお知らせと共にご案内ができるような工夫をしたいと思っております。

配布の場所につきましては、それぞれの施設で、ほかの区の資料と併せて置いていただくようお願いをしたところですので、また場所の確認などもさせていただければと思っております。

視覚障害の方向けのものは、このままですと、PDFファイルですと分からないので、今ちょうど変換しているところです。変換して、全ての情報を載せられるわけではないのですが、視覚障害の方が耳で聞いて理解しやすい内容のものについて、ホームページでアップしていきたいと考えております。

区民の方の活用状況というところですが、まだ区民の方が実際これを手に取ってどのようにご活用されるかというのは、なかなか私どもの想像しにくいところではあるのですが、一応、お問合せということで、何でも、もし何か分からないこと等があれば、会計管理室にお問い合わせいただけるように、メールアドレスとかも載せておりますので、そのときはしっかりと対応させていただければと思っております。

○田中委員

視覚障害者の方たちへの周知のところ、耳でも聞けるようなといった答弁がありました。ぜひそう

いう改善などがされたときは、視覚障害のある方たちにもその情報が届くように、何かあればお知らせ等していただければと思います。

○渡辺委員長

ほかはよろしいですか。

○渡部委員

「よくわかる」は、本当に分かった気になるのです。前回と内容が、おくの委員もおっしゃっていたけれども、本当に変わっていないのです。行財政のコスト云々のところがすごく見やすくなって、令和2年度はこうだったというところがあって、内容はそこしか変わっていないのに、どうしてこれだけ分かりやすくなるのかと感心したのだけれども、よくこの方向転換、今までの財務諸表から、こっちに切り替えようと思ったなという、そのきっかけを聞きたかった。教えてください。

○中山会計管理者

正直なところ、どういう形で皆さんに周知していけばいいかというのは悩んだところではあるのですが、このままの概要版という言葉だけだと、なかなか区民の方には手に取ってもらえないという上司からのアドバイスもありまして、表紙を含めて、タイトルを含めて、見直しを図ったところでございます。そういう視点はすごく大事ななと思っておりますので、我々は作ったところで満足せずに、できるだけ区民の方に広く知っていただくためには、手に取っていただく。そのための工夫というのを、これからも重ねていきたいと思っております。

○渡部委員

すばらしいと思います。行政コスト計算書のところでも気になることが、例えば2ページでまとまっていたものを1ページずつばらして、細かい説明を入れていただいたとか、すごく見やすくなっていて、だとすれば、これは行政用語が当然使われているわけで、もしこれを、ただ流すのではなく、この言葉の意味は分かるかなというのを逆にまた見つけてもらって、それも吹き出しで説明いただけるようなものになると、いいのかなと思います。

ぜひこれは今後、先ほどどのように配るのかというのもあったけれども、前回の財務諸表のときと今回と、どのように出方が変わるかとか、どのように閲覧が変わるかというのは、追いかけてほしいと思います。僕などが見ても、同じものが出ているのに、すごく見やすくなった感じがするということは、ほかの行政の発行物全てがそういうことなのではないかと感じます。

ですので、今日は総務委員会ですから皆さんいらっしゃるので、お伝えしたいと思いますけれども、目でぱっと見て、見てみようかなというのは、すごく大事だと思うのです。ぜひそういう観点を、様々な区の発行する、各部署で発行するようなものも気をつけていただいて、少しの変化でこんなに目を引くような形になるのですから、そういう努力も、若手の職員も交えて、全体的に変えていってほしいと要望させていただきます。

○渡辺委員長

ほかはいかがでしょうか。

○須貝委員

すみません、少し細かいところで、前も確認しているのですが、この財務諸表、決算は、品川区は今までどおり4月1日から翌年の3月31日までを載せると思うのですが、3月31日以降に調整して、財調などが入ってきます。それはここには載らないということなのでしょうか。

それと、前も聞いたかもしれないですが、設備等は、機器等あるのですが、これは一括償却ではなく、

例えば民間と同じような期間で減価償却をされているのか、教えてください。

あと、土地の簿価ですが、これは土地を購入したときの価格をそのまま載せているのか、それとも、公示価格が2年に1度ぐらい変わっていきませんが、それに合わせて変動させているのか、その辺を、小さなところで申し訳ありません、教えてください。

○中山会計管理者

まず1点目の、3月31日できっちり区切るのかというお話ですが、役所の会計は出納閉鎖期間というのがございますので、年度の管理としての3月31日ということで、出納閉鎖期間に出し入れしたものは、全てここに数値化されているところでございます。

減価償却につきましても、それぞれの物によって減価償却の期間というのが定められていますので、それで毎年積み上げた年間のもので、この減価償却費にかかっているところです。

土地等になりますが、全て資産のほうは取得原価を取らせていただいております。取得時の原価から減価償却しているところになります。ただ、土地のようなインフラ資産の底地の部分は、減価償却はしないということになっておりますので、そのような扱いでやらせていただいております。

○須貝委員

土地に関しては、購入したときの値段がずっと載っているのか、それとも、2年に1度の公示価格の改定に合わせて変動しているのか。民間では購入時の値段をそのままというのと、20年前、30年前だったら坪100万円が、今は500万円もするかもしれないですけども、古いまま載せるではないですか。その辺の確認を、すみません。

○中山会計管理者

失礼いたしました。取得原価時のままとなっておりますので、特段、公示価格の見直し等は行っておりません。

○渡辺委員長

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

では、ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

会計管理者は、ここでご退出いただいて結構でございます。ありがとうございました。

3 所管事務調査

○渡辺委員長

それでは、次に予定表3の、所管事務調査を議題に供します。

本日は、7月7日の委員会において決定しました所管事務調査項目のうち、契約関係についてを調査項目とします。

本日は、契約関係についての2回目を実施します。今回は公契約条例の検討について、入札における最低制限価格制度等を中心に、理事者よりご説明いただき、質疑を行いたいと思っております。

それでは、本件につきまして、理事者より説明願います。

○東野経理課長

それでは、契約関係につきましてご説明いたします。資料1ページをご覧ください。初めに、1の公契約条例の検討でございます。

区では、区が発注する契約に係る適正な履行の確保および労働環境の整備に配慮した調達の推進を図るため、公契約条例について現在検討を行っているところでございます。公契約条例とは、区が発注す

る契約におきまして、当該契約に係る業務に従事する労働者等の適正な労働条件等の確保を図るため、区や契約の相手方の責務等を契約条項に加えることを条例で定めるものでございます。

区では、まず品川区内の契約案件におきまして、労働環境の実態を把握するため、平成31年4月に「品川区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱」を制定いたしまして、契約の相手方から労働環境チェックシートの提出を義務付け、労働環境の確認を行っております。この要綱の対象となる契約ですが、区が発注する予定価格2,000万円以上の工事請負契約および委託契約でございます。給食調理業務代行契約や人材派遣契約を含んでございます。

要綱を適用した契約案件ですが、令和元年度の工事請負契約が123件、委託契約が183件ございました。また、令和2年度は工事が90件、委託が217件でございます。新型コロナウイルス感染症対応により、対象案件に増減があったものと認識してございます。

労働環境チェックシートの確認につきましては、労働条件について適正な内容となっているか、安全衛生関係について実施しているか、労働時間の管理を適正に行っているか、賃金について適正に計算・支払いが行われているか、各種保険加入の手続きは適正か、法定帳簿等が整備されているかを「はい」「いいえ」でチェックし、提出いただいております。

また、工事の場合ですが、主として従事する労働者の最低賃金単価につきまして、公共工事設計労務単価で区分される51職種に当たるものを、元請・下請会社名を入れまして、労働者の確保計画書に記載いただいております。委託の場合は、主として従事する従業員の最低労働賃金単価をチェックシートに記載いただいております。

次に、労働環境の確認状況でございます。まず、各確認項目につきまして、「いいえ」と回答されたものとしたしましては、常時10人以上の労働者を使用する会社ではないため、就業規則を労働基準監督署に提出していないケースがございました。これは不適切と判断するものではございません。そのほか、「いいえ」と回答された項目は、これまでございませんでした。

工事請負契約の最低労働賃金単価の確認につきましては、先ほどご説明いたしました51職種におきまして、公共工事設計労務単価との比較を行っております。令和2年度で公共工事設計労務単価と比較して平均90%未満となりましたサンプル数が10以上の職種は、塗装工の89.9%が1種目挙げられます。ほかの職種につきましては90%以上であり、公共工事設計労務単価を超えるような職種もございました。公共工事設計労務単価の構成には、法定福利費の個人負担分も含まれているため、おおむね適正な賃金が支払われていると解釈ができます。

公契約条例を導入しております他区の労働報酬下限額の設定におきましては、公共工事設計労務単価の90%前後であることから、おおむね品川区においては適正であると考えられます。また、サンプル数が少ない業種で公共工事設計労務単価と大きく乖離がある職種につきましては、事業者について確認を行っております。確認においては、見習工または手元作業員、補助作業員ということの確認が取れているものでございます。

現在ですが、コロナ禍において発注工事が減少しているため、職種のサンプル数が少ない状況でございます。これらを増やして分析を続けることが必要ではないかと考えているところでございます。

一方、委託契約の最低労働賃金単価の確認につきましては、国が定める都道府県ごとの最低賃金単価を下回る報告は、これまでに一つもございませんでした。

同要綱では確認の結果として、労働環境が不適切であると認められる場合につきましては、区が契約の相手方に対して労働環境の改善を指示することとしております。また、虚偽の記載や、改善が見られ

ないなど、不適切な労働基準に対する措置といたしまして、区の競争入札資格者指名停止基準に基づく措置を取ることもできるとしております。これらに該当する者はございませんでした。

区では、これら要綱によるチェックシートの分析を引き続き行うとともに、公契約条例の検討につきましては、導入他区の効果や課題、導入形態の動向を確認してございます。また、区内の建設団体や労働団体との意見交換も逐次行っております。区発注の契約における労働者の適正な労働条件の確保に向けまして、公契約条例の検討につきましては今後も継続して行っております。

次に、裏面をご覧ください。最低制限価格制度についてでございます。最低制限価格制度につきましては、地方自治法施行令167の10、第2項に定められている工事、製造その他についての請負契約におきまして、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けた上で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする制度でございます。

区では、入札における過剰な競争を 방지、工事の適正水準と品質の確保、確実な履行の確保を目的に、平成25年6月より、工事請負契約における最低制限価格設定基準を設け、運用してございます。最低制限価格の設定経緯は、(1)の表のとおりでございます。本年4月には、対象となる工事請負契約を予定価格300万円以上に拡大しております。施工能力等審査型総合評価方式により落札者を決定する工事は除いてございますが、これは評価項目による安定した工事の履行確保を求めているためでございます。

一つ飛ばしまして、最低制限価格の範囲と算定方法でございますが、予定価格の75%から92%の範囲におきまして、国の算定モデルである中央公契連モデルに準拠いたしまして、当該契約ごとに契約担当者が定めております。

次に、対象となる工事案件ですが、令和3年度は令和3年11月15日現在で、予定価格1,000万円以上の制限付き一般競争入札が104件、指名競争入札のうち300万円以上1,000万円未満が74件ございました。この指名競争入札分が令和3年度、純増しているという状況でございます。その指名競争入札74件のうち、最低制限価格未満の応札があった案件は、13件ございました。

適正な履行の確保に向けて、本制度の適用について、今後も分析を続けてまいります。また現在は、工事に係ります設計および監理業務委託においても導入を検討しております。こちらの検討状況につきましては、しかるべき時期に当委員会へ報告させていただきたいと思っております。

○渡辺委員長

説明が終わりました。

それでは、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○おくの委員

公契約条例と、それから最低制限価格制度ということですが、先ほど最低労働賃金単価、これを公共工事設計労務単価と比べて90%程度は確保されているということでしたけれども、まず、過去の議事録を読んでいて、最低労働賃金単価を最低賃金と比べるのだという記述を見ていたりしたのですが、今は公共工事設計労務単価と比べてということになっているのですかということ、一つ確認したい。

それから、それと比べて問題ないのだということですが、他方でもう一つ、最低制限価格制度は対象契約を300万円以上の工事請負契約というように、この間ずっと広げてきているのですが、労働環境チェックシートのほうは、2,000万円以上の工事請負と委託契約のまま、まだ対象契約を広げてい

ないのです。そろそろ2年半やってきているわけで、広げることを考えてもいいのではないかと私は思ったのですけれども、その点、考えていないのですかということをおもいます。要するに、1,000万円以上とか、それこそ500万円以上、300万円以上の契約に広げるということです。

それから、対象を広げるという意味では、工事請負契約や委託契約だけではなく、指定管理のほうにまで広げることも考えていいのではないかとということをお伺いしたいと思います。

○東野経理課長

まず、比べる対象でございますが、工事請負契約につきましては、先ほどお話をさせていただきました公共工事設計労務単価と、それからチェックシートで出された一番低い金額との、職種において一番低い金額との比較を行っているところでございます。委託におきましては、国が定めている最低賃金、都道府県ごとの最低賃金と、事業者から提出いただいた委託請負契約における一番低い方の賃金を比較しているという状況でございます。

それから、最低制限価格の対象を300万円としたことによりまして、こちらのチェックシートの対象となる2,000万円というところを、もう少し広げないのかというお問合せにつきましては、まず300万円にしたという経緯は、今年の4月から始めているところでございますが、まずは全体の状況について把握をした上で、その点については今後考えていきたいと思っております。必要な場合、例えば最低制限価格について、もう少しこちらのチェックシートを活用していくべきものと判断したものににつきましては、現在の条件、要綱によりまして調べることは可能でございます。そういったところも加味しまして、今後検討はしていきたいと思っております。

それから、指定管理者のところまで広げられないかというところですが、指定管理につきましては、委託契約とは一線を画しておりまして、指定管理のほうは行政処分という形の指定ということになりますので、こちらについての適用は現在考えておりません。

○おくの委員

契約を広げるということですが、小さい契約にまで拡大していかないと、実際の区民の方の賃金状況を十分に把握できないのではないかと問題意識が私はあるのですけれども、その点、どうなのかなど。大きい契約ばかり相手にしていたのでは、十分に全体が把握できないのではないかと思うのですが、その点、いかがなものでしょうか。

それから、最低賃金というのは、契約の中で雇われる労働者の方の一番安い賃金ということではあるのだと思うのですけれども、私が最低賃金と言ったのは、国家の制度としての最低賃金と比べて下限の報酬が安くなければ、それで足しているとして受け取っていたのですが、そのように比べているわけではないですね。労働環境チェックシートを見て、契約上の一番安い賃金が、国家の定めている最低賃金額を下回っていなければ、それで問題はないとしているという見方をしているわけでは、別はないのですよねということをお確かめしておきたかったのですけれども。

○東野経理課長

こちらの2,000万円以下のもののチェックにつきましては、今後実態の把握をするために、検討はしていきたいと思っております。ただ、実際にこちらの契約しているものにつきましては、きちんと労使の関係を持って従業員と雇用主が契約といいますか、賃金の雇用状態を結んでいるということは、法でも定められているものとして理解しておりますので、現在のところは2,000万円という金額で判断しているものでございます。

それから、最低賃金のところとの比較ということになりますけれども、こちら国が最低賃金法で定

めている最低賃金がございます。こちらとの比較でございまして、それ以上のものでの比較というのは、現在行っておりません。

○おくの委員

国で定めている最低賃金と比較して、問題なければいいと考えていらっしゃるということですか。

○東野経理課長

そうです。

○おくの委員

その点、問題でして、私としては職種ごとに品川区が、この職種ならば、これだけの報酬を出さなければいけないだろうという基準を定めて、そのことを労働環境チェックシート、あるいは将来だったら公契約条例にすべきだと私は思います。公契約条例を定めてきちんとすべきだと思いますけれども、そういう報酬下限額を定めるように要求していくべきだと思うのですが、そのお考えはないわけですか。しかも、そういう検討はされていないのでしょうか。

○東野経理課長

労働報酬下限額を定めるということにつきましては、公契約条例を導入しているところにおいては、そういう形で定めているということをお伺いしております。その労働報酬下限額、審議会などで決められた下限額との比較を行うということは、公契約条例の中で行うべきものと思っておりますが、現在、品川区が行っている要綱では、労働報酬下限額というものは設けてございません。ですから、実際比較ができる、国が定めた最低賃金、または設計労務単価におきましても、その何%というところのラインにおきまして、比較を行っているということでございます。

○おくの委員

私としては、労働環境チェックシートをやるにしろ、あるいは公契約条例を定めてやるにしろ、労働報酬下限額を定めてやるべきだと思っているのですけれども、でなければ、それこそ労働環境の整備、あるいは労働者等の適正な労働条件等の確保ということに、実質的につながっていかないと思うのですけれども、そういう検討は、結局いまだになさっていないということなのではないでしょうか。ぜひ検討していただきたいと思うのですけれども、労働環境チェックシートを要綱で導入されてから、もう2年半になるわけです。その導入した趣旨が、今言ったように、ここにも書いてありますように労働環境の整備ですし、そして労働条件等の確保ということでしょう。

裏面にあります最低制限価格制度も、議事録などを読みますと、契約の確実な履行を確保するのは、それが労働環境の整備に通じるからだ、過去に解説されていたのを読んだのですけれども、労働環境の整備、その中で一番大きいのは賃金だと思います。そこをきちんと確実なものに、賃金・報酬の下限を確実なものにしていかないで、適正な労働条件の確保ということにはつながっていかないと私は非常に思うのですけれども、2年半もやっていたら、そのところを真剣に何とかしようと考えてもいいのではないのでしょうか。検討はいまだに全然やられていないのでしょうか。もういろいろ検討されているのではないのでしょうか。その点、いかがでしょうか。

○東野経理課長

下限額との比較という部分、それから現在の最低賃金との比較という部分でございますが、まず要綱に定められた基準に沿いまして、区では比較検討を行っているところでございます。ここ2年半の状況というところでのお話もございましたが、実はコロナ禍におきまして、発注が、特に法人につきましては発注案件が少なくなっている状況でございます。それらを比較するに当たりましては、もう少しサン

ブル的なものを集めていきたいと考えてございます。

また、労働環境の確認というところで、この要綱を用いまして、まず品川区の実態を確認しているということでございますので、今後、公契約条例の検討に当たりまして、こういったサンプル的なものを集めまして、考えていきたいと思っているところでございます。まだ2年半というところでございますので、そこについては、区の実態を正確に把握するという状況で、今現在続けているところでございます。

○おくの委員

コロナ禍だからこそ、区民の生活あるいは所得というか、賃金あるいは報酬といったものが大変な状況になっているということが、ますます明らかになってきているのが、私の実感や経験などでは実態だと思うのです。だからこそ、報酬の下限額を定めて、それを保証するような制度の導入がますます急がれているのだと私は思います。ですから、労働環境チェックシートという手段によるにしろ、公契約条例という手段によるにしろ、労働報酬の下限額をきちんと定めて、それを保証する制度に区がしっかりと乗り出していくこと、しかもカバーする契約の範囲を広げることを、私は意見・要望として強く求めておきたいと思えます。

○渡辺委員長

ほかはいかがでしょうか。

○田中委員

関連してですけれども、ホームページの契約情報の公表発注案件で、制限付き一般競争入札・プロポーザル等の発注案件のページがあるではないですか。それが発注の期間だけというか、掲示されている時間が短いというか、一定期間が過ぎてしまうと、その資料がなくなってしまうではないですか。あれは何か理由があるのかどうかということを知りたくて、発注されていたプロポーザルが、どういう内容でプロポーザルされていたのかとかを知りたいときに、その期間内に落としておかないと、資料が見られなくなってしまうというのがあって、そのところはどのように考えられて、ホームページに掲載されているのかというところと、もう少し期間を延長してほしいという趣旨で、今、質問していますが、いかがでしょうか。

○東野経理課長

本日ご説明している内容とは外れるかと思いますが、まず一般競争入札等の案件につきましては、区のホームページ等でも掲載しているところでございますが、そこをずっとためておくとなると、分量的に、百何十件もたまってくるような状況になりますので、一定期間たったものについては削除いたしまして、新しいものをどんどん更新していくという形を取っているところでございます。

期間の延長等につきましては、中でのやりくりということになりますので、少し考えさせていただければと思います。

○田中委員

契約全般というか、どういう条件で区が求めて、プロポーザルを募集しているのかというところの中で、それを知りたいのに、本当に短い期間で、プロポーザルの期間といえますか、それでなくなってしまうのです。何か月とかでもいいので、少し……。

○渡辺委員長

案件が違いますので、要望でとどめて簡潔にしてください。

○田中委員

はい。要望します。

○渡辺委員長

ほかはいかがでしょうか。

○須貝委員

先ほどお話がありました、労働環境チェックシートですが、これは元請に渡して、元請で調査していただくということで、本来ならば一次下請、二次下請、三次下請に、じかに郵送するなりして回答をもらう。東京都でも、たしか製造業などはそういうことで、どうですかという書類が来ますけれども、そういうやり方はしていないのですか。お聞かせください。

○東野経理課長

下請契約を元請がどこと結ぶかという部分につきましては、チェックシートの提出をもって分かる部分と、それから、発注所管へ提出するような書類がございますので、それで発行しているところでございます。

下請に対しましては、元請人の義務というものがありますので、こちらのチェックシートにつきましては、契約をされた元請のところへお渡ししまして、下請、孫請の分まで、先ほどお話ししました労働者の確保計画書というところに記入いただくという措置を取っているものでございます。

○須貝委員

先ほど東京都の製造業の話もしましたがけれども、じかに一次、二次、三次下請に郵送して、実態はどうですか、賃金はどうですか、きちんと適正に労働環境は守られていますかというのが来るのです。そういうことがあれば、工事の途中または中間、それから終わりになって、じかに働いている人たちの声が聴ける。ということは、区としても取り入れていいのではないかと思います。そうでなくても下請は、元請になかなか言えないです。こういうのが来たのだけれども、書いてと。どんな状況なのかと聞くわけですから、その辺は、私は何らかの改善をしていいのではないかと思います。それは意見だけ言わせていただきます。

あと、制限付き一般競争入札。これも何度もお話するのですけれども、他の自治体で工事をしている良好な業者、そういう建設業者もたくさんあると思うのです。そういう方が、制限付きということではなかなか入れない。こういうのも、過去に実績があって、その自治体にも意見が聞けるわけですから、私は開かれた一般競争入札というのを、区としても取り入れていいのではないかと思いますので、それは意見として言わせていただきます。

今まで入札を見ていると、どうしても3者、また4者、5者、本当に少ないときは2者というときもありますけれども、それぞれ事情があって、この見積りは取れないということは分かりますけれども、品川区は支払いが悪いわけではないし、きちんと適正にやっているのですから、私は、そろそろ開かれた入札をしていったほうがいいのではないかと思います。それは意見だけ。

あと、入札価格ですけれども、予定入札価格は公表しています。それで、2ページの一番下に最低制限価格の範囲および算定方法とございます。そうすると、これは公表されてしまっているのです。ということは、見積りを出す業者にとっては、幅が分かる。この間で見積りを出せば、入札価格を出せば、通るのだと。そうすると、あらかじめ業者が決まってしまうのではないか。まして、先ほど申し上げた入札業者が少ないならば、決まっていつってしまうのではないか、どうなのかなということを思うのです。その辺についてお聞かせください。

民間では、まずこういうことがないのです。それと、何度も言いますけれども、単品スライドも、品

川区、各自治体の条例になっていますけれども、資材が上がったら再見積りといいますか、入札価格を上げています。これは民間ではないのです。この間、大林組が、資材が高騰して大変な赤字を食っているというのが新聞でも出ていました。民間ではこうやっているのに、なぜ公の自治体では……。

○渡辺委員長

質問をまとめてください。

○須貝委員

その辺についてお聞かせください。

○東野経理課長

まず、最低制限価格の点でお話をさせていただきます。こちらにも出ておりますとおり、要綱で予定価格の75%から92%ということで、こちらを上げているところがございますが、当該契約案件ごとに、その範囲で決めるものでございますので、例えば80%と決めたところに75%の金額で入れたものについては、最低制限価格未満というような処理になりますので、その業者は落札できないというところになります。案件ごとに決めるものですから、業者が類推するというのはなかなか難しいのかなと思っております。

それから、単品スライドは民間ではないということですが、これも以前、この委員会でお話させていただいたかと思うのですが、公共工事の品質の確保という部分では、そういった資材等の値上がりに対しての措置というものは、きちんと区で取ることが責務だと考えております。そういったもので適用しているということでございます。

○須貝委員

良好な工事ということですが、瑕疵担保責任というのがあって、これは半永久的に業者が請け負わなければいけないという制度に法律が変わりました。ということは、民間も皆さんきちんとやっているわけです。それに関して言えば、公共のほうはこうなのだというのは、私はそろそろ理屈に合わないのかなと思います。

それから、先ほどの入札価格云々もそうですけれども、ある程度自由な競争で入札価格を、多くの方が入札に参加できるという仕組みを、この品川区でも取り入れていっているのかなと。町場に建設業者は中小でたくさんありますけれども、そういう方たちはなかなか入札に参加できないではないですか。大手がほとんど持ってってしまうのだから、その辺のところを品川区もご検討いただきたいと思えます。

○渡辺委員長

ほかはいかがですか。

○大倉委員

何点か教えていただきたいのですが、先ほども少しお話が出ていたかと思うのですが、対象となる契約件数があって、改善指導とか指名停止とかというところでは、今のところ2件になっていたかと思うのですが、その内訳が分かれば教えていただきたいのと、サンプル数をこれからも集めていきますというお話が他の委員からの質問で出ていたのですが、どのぐらい、いつまで集めていくのか、どこまで集めるとどういった結果が得られるのか、次に進みますというものがあるのか、それが分かれば教えていただきたいと思えます。

あと、記載内容について、虚偽や不適切な扱いというのが認められたらというところがあるのですが、それはどうやって確認を、不適切だというのが分かるのかというのが、いまいち理解できなかったの

教えていただければと思います。

○東野経理課長

改善数の指導、指示という部分におきましてということですが、こちらについては、特に改善の指示をしたものというのはございません。先ほど「はい」「いいえ」のチェックシートの中で、「いいえ」となったものの例として挙げさせていただいたものでございます。

それから、サンプル数をどこまでというところでございます。先ほどお話をさせていただきました51業種で、10以上のものということでご紹介させていただいたのですけれども、10以上ある業種は約半分ぐらいしか、今のところないです。もっと50とかあるような業種もあるのですけれども、例えば大工、左官、防水、板金などにつきましては、まだ1桁のサンプルしかないような状況でございます。こういったものを積み重ねていく必要がまだまだあるのかなと思っております。傾向を分析するには、サンプル数は2桁以上は欲しいと思っております。

どこまで集めるかという部分ですけれども、令和元年度から今年で3年目ですが、大分集まってきてはおりますので、その分析についてはもう少し続けたいと思っております。

それから、虚偽の記載があるかどうかの確認というところですが、書いていただいたものについて疑わしいというものは、これまではないような状況でございます。どういうことが虚偽に当たるかというのは、なかなか判断するのが難しい状況ではございますが、書いていただいた内容が、例えば下請業者といったところから、私はこんなにはもらっていませんとか、そういう通報があれば、調べることはできますので、そういったことを基に、虚偽になるかどうかという判断はできるのかなと思っております。

○大倉委員

サンプル数が大分少ないということで、しっかり集めて2桁ということで、分かりました。理解しました。お願いします。

あと、虚偽のところ、確認は来たものを見て、下請とかから通報が入った場合は分かるということですが、例えばこっちから見て、不特定で選んで、きちんとできていますかという確認もできるかと思うのですが、そうしないと、基本的には向こうから来たのをもらえば、当然きちんとできているかどうか、それを一つの指標として使うのですが、区のほうでは、これが全て正しいと思ってしまって、チェックがそれでオーケーになると、虚偽があったかどうかを認めるのはどうやってやるのかなと率直に思ったので、何かそういうのを調べるような手法とかを検討されてはいかがかと思うのですが、どうでしょうか。

○東野経理課長

繰り返しになりますが、虚偽の記載があるかどうかというのは、なかなか判断するのが難しいところだと思っております。一例として、通報を挙げさせていただいたのですが、それ以外の区としての調べ方というところになりますと、疑ってかかるというのは、事業者をという部分で、区としては難しいところかなと思います。

虚偽ではないのですが、先ほど設計労務単価との比較のところ、大分乖離があるようなものを紹介させていただきました。その場合につきましては、じかに請け負った業者に確認するといったことをやっているところがございますので、虚偽には当たらないと思うのですけれども、そういった確認については、きちんと区でやらせていただいているということでございます。

○大倉委員

もちろん、業者に提出いただいたものを疑うということよりも、しっかりチェックをするという区の責任を果たすというところで、そういった制度、システムというのを考えてもいいのかなと思いましたので、意見だけ言って終わります。

○渡辺委員長

ほかはいかがでしょうか。

○田中委員

すみません、1点だけ。今、通報の話があったのですけれども、通報の周知というのはどうやってされているのですか。

○東野経理課長

今区で行っている要綱による制度の中で、通報ができるかという部分では、なかなか難しいと思われまます。それぞれ従業員のところへ、何かしらこの情報が行っているというところでは、会社での周知だけになっておりますので、なかなか難しいかなと思います。

ただ、公契約条例を入れているような区におきましては、先ほどおくの委員からも紹介がありました労働報酬下限額を従業員の方に、あなたの職種はこれだけの労働報酬下限額ですよというものを通知するという制度がございますので、今後そういったところにつきましては、通報の部分も併せて考えていきたいと思っております。

○渡辺委員長

ほかはいかがでしょうか。

○たけうち副委員長

公契約条例で、今も導入している区の話が出ましたけれども、23区で幾つか導入していると思うのですが、もし分かればですけれども、成果もある程度分かるのでしょうか、見えてきた課題とか、例えば、分からないですけれども、入札がなかなか整わなくなってしまうとか、そういうデータがあるのかということとか、あと、品川区でもこれを検討しているということですが、そのスケジュール感というのはどんな感じで捉えているのか。

それから、最低制限価格のほうは、先ほど一番最後、今後、設計とか監理委託のほうも検討するというお話だったのですけれども、設計というと、いろいろな設計の各課があると思うのですが、プロポの設計とかというのもありますので、そこをどう考えているのかとか、その辺が分かれば。

○東野経理課長

まず、公契約条例の課題という部分におきまして、各区から、例えば経理課長会などを通して話を聞いているところでございます。大きな課題としましては、賃金台帳を提出いただくというところで、かなり業務が煩雑になる、手間がかかるというところで、その事務作業がコストに跳ね返ってしまう、また、それをやる人がいないために応札ができないなど、そういう課題を聞いているところでございます。また、事業者だけではなく、チェックする区側の体制も、実はそんなに整っていない、現在の人数だけでやっているということも聞いております。

それから、大きな課題としましては、公契約条例を入れたことによって、入札に参加する事業者が減ってしまったということも、ある区からは聞いております。あと、下限額などを決める審議会がかなり大がかりになってしまって、煩雑になっているという情報もあるところです。

これらの課題につきまして、品川区がどう取り組んでいくかというところを、建設事業者、それから労働事業者といったところと懇談会などを開きまして、現在確認作業を行っているところでございます。

それから、公契約条例を導入するかどうかという部分でございます。こちらのスケジュール的なところでございますが、公契約条例を入れるかどうかにつきましては、今年度中に一定の方向は出していきたいと思っております。ただ、今後の各区の動向などを見まして、もっと課題を解消できる方法があるとか、そういったところを踏まえた形での検討を、もう少し続けていくべきかなというところでございます。

それから、最低制限価格の設計業務での対応というところでございますが、プロポーザルのものにつきましては、入札ではなく随意契約ということになりますので、プロポーザルのものは対象とはならないものとなります。

○たけうち副委員長

分かりました。ありがとうございます。いろいろ課題もあるとは思いますが。特に我々も、総務委員会は久しぶりですが、時々入札が不調になってしまって、工事が遅れるということもありましたので、それはそれで困るわけですが、ただ一方で、労働環境がきちんと守られていくということも非常に大事なところなので、そこを今、一生懸命やっただいていただいていると。聞き取りをやっていただいているということなので、品川区で課題をクリアできるような方式を、ぜひ検討していただければと思います。よろしくをお願いします。

○渡辺委員長

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、本日の所管事務調査を終了いたします。

経理課長は、ここでご退出いただいて構いません。ありがとうございました。

4 その他

(1) 所管質問について

○渡辺委員長

次に、予定表4、その他を行います。

初めに、(1)所管質問についてを議題に供します。

昨日の委員会において、田中委員より、今定例会の一般質問に関わる所管質問の申出がございました。質問項目は、高橋しんじ議員の一般質問のうち、「区政運営について」の質問の中から、新庁舎整備計画における財源としての特別区債の起債の方法および都との協議の進め方でございます。

質疑等は、申出をした委員以外も議論に加わることができますので、よろしく願いいたします。

それでは改めまして、田中委員の所管質問、新庁舎整備計画における財源としての特別区債の起債の方法および都との協議の進め方について、本会議の質問の繰り返しにならないような形で、質問をお願いいたします。

○田中委員

高橋しんじ議員の一般質問の中で、庁舎の建て替えの費用について、地方債は起債できないのではという質問に対して、起債ができるような手法を説明されていたと思うのですが、その手法に関して、よく聞き取れなかった部分などもあるので、改めて伺いたいのと、都との協議があるとのことで、協議の進め方、協議中だったと思いますが、協議の結果、起債が使えないということもあるのかといったところをお知らせいただければと思います。

○渡辺委員長

質問が終わりました。

それでは、理事者より答弁をお願いいたします。

○黒田財政課長

それでは、ただいまのご質問の中で、本会議でご質問がありましたのは、地方財政法第5条において、地方債をもって財源とすることができる場合が示されており、自治体庁舎は認められていないというご趣旨の質問があったと思います。

地方財政法第5条におきましては、事由を列挙しております、第1号事由から第5号事由までである中で、第5号事由の、学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費及び公用に供する土地等の購入の財源とする場合という事由の中で、自治体庁舎につきましては明文の規定はございませんが、今申し上げた第5号事由の公用施設というものに当たります。これは地方公共団体の、専ら行政目的で自ら使用する施設を指すということになりますので、新庁舎整備はこの第5号事由に当たりますので、起債ができないというものではございません。起債はできるということです、自治体庁舎の明文規定はありませんが、自治体施設については起債ができるものでございます。

その中で、区市町村は原則として、都道府県知事との協議が求められておりますので、国が定める同意等基準の中の一般事業という区分に、この自治体整備が当たりますので、この区分の内容で協議を行うというところでございます。

協議をしているかということにつきましては、まだ実際に整備計画が立っていませんので、協議を予定しているというところでございまして、まだ東京都と協議をしているものではございません。制度の中では、協議の中で同意が得られた場合について、公的資金が使えるでありますとか、国の地方財政計画に算入されるということになりまして、国が定める地方財政計画の中に位置づけられるということになりますが、民間資金等を使う場合については、届出をして地方債を発行することもできますので、基本的には協議を経て、そういった中で起債の手続をするということと考えているところでございます。

○渡辺委員長

答弁が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○田中委員

最初の、地方債は起債できないのではという高橋しんじ議員の質問が、第5条の解釈の違いということなのですか。高橋しんじ議員は起債できないのではと思ったけれども、区の解釈としては、できると解釈しているということなのか、ごめんなさい、私も知識がないので、教えていただければと思います。

あと、東京都との協議については、まだ協議中ではなくて、予定をしていて、そこで起債ができるかどうかの話合いがされて、でも協議の結果、何にも当たらないということもあり得ることなのか、お知らせください。

○黒田財政課長

解釈の違いというのは、他の自治体でも、自治体庁舎について起債をしている自治体がありますので、これはできるということで、質問の趣旨とは違いますが、自治体庁舎の起債は可能でございます。

それから、東京都との協議については、整備費等が決まりませんと、起債の協議もできませんので、これからになりますが、先ほど申し上げたとおり、基本的に起債はできますので、あとは協議を経て、同意が得られれば国の地方財政計画に位置づけられるということになりますし、同意を得なくても届出

で、いわゆる実質公債費比率が18%未満であれば、健全財政の自治体は協議を経なくても起債することができるのですが、ただ、その場合は公的資金が使えないですとか、国の財政計画に位置づけられないということになりますので、基本的には、都道府県知事と協議をした上で起債をするということを考えているところでございます。

○渡辺委員長

よろしいでしょうか。皆さんもよろしいですか。

○田中委員

ごめんなさい、1点だけ。東京都との協議は、整備費等が決まらないと協議ができないということで、全てが決定してからでない、協議自体ができないということでよろしいですか。

○黒田財政課長

建設ですと、例えば設計に入りますと、整備費等が出てまいりますので、そういった中で、全体の整備費でありますとか、中に配置される公共施設等においては、例えば起債の区分が違うものがありますので、そういった検討を進める中で、随時協議をしていくということになるかと考えております。

○渡辺委員長

田中委員、繰り返しになっていますので、気をつけてください。

○田中委員

今、新庁舎で400億円という大体の数字が出たわけではないですか。それで協議が始まるのではなくて、細かな数値が確定してから協議が始まるのですか。ごめんなさい、その部分だけ教えてください。

○黒田財政課長

400億円と言われているのは、いわゆる概算でございますので、実際の整備費については、設計をしないと固まってこないですから、そういった手続きを進める中で、建設費が出てきますと、この年度にはこのぐらいかかるというところが見えてこない、なかなか各年度の起債の限度額というところも協議できませんので、そういった中で協議を進めていくということになるかと考えてございます。

○渡辺委員長

よろしいでしょうか。

それでは、以上で本件を終了いたします。

(2) 議会閉会中継続審査調査事項について

○渡辺委員長

次に、(2)議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、お手元に配付の申出書の案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

ありがとうございます。それでは、この案のとおり申出をいたします。

(3) 委員長報告について

○渡辺委員長

次に、(3)委員長報告についてを議題に供します。

議案審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

ありがとうございます。それでは、正副委員長でまとめさせていただきます。

(4) その他

○渡辺委員長

次に、(4)その他を議題に供します。

その他で何かございますでしょうか。

○古巻総務課長

私からですけれども、年が明けてから、総務課所管の行事が幾つかありますので、こちらの開催状況をお伝えしたいと思います。口頭になりますが、簡単にお話をさせていただきます。

まず、新年の賀詞交換会でございますけれども、こちらにつきましては、令和4年1月5日10時半から、きゅりあんの大ホールで実施する予定になっております。例年ですと、飲食を伴う形ですが、来年につきましては飲食の提供はせずに、区長、それから来賓の方からのご挨拶のみという形でございます。来賓につきましても、若干、招待の規模を縮小して、大使館とか領事館の方、それから交流市町村の方についてはご招待せずに、縮小してやりたいという形でございます。

前後の時間、ホワイエが使えるような形で進めますので、出席者の方の相互のご挨拶等につきましては、その前後、ホワイエでしていただくような流れで整理をしたいと考えております。

2つ目、令和4年の成人式でございますが、成人式につきましても開催させていただきます。日時としましては、令和4年1月10日、成人の日になります。きゅりあんの大ホールとイベントホールを使いまして、今年については、昨年やろうとしていたやり方と同じですけれども、地区別2部制ということで、午前、品川・大井・八潮地区、午後、大崎・荏原地区の方を対象に、実施させていただきます。また、オンライン配信も併用するハイブリッド型という形ですので、実際に会場に来られない方についても、オンラインで視聴ができるような形でございます。

また、来賓の方についても規模を縮小して開催するというので、今現在、準備を進めているところでございます。

それから、最後でございますけれども、今年、成人式はオンラインでの開催になりましたが、実際に集まれなかったということがございましたので、令和3年の成人式の代替イベント、令和2年度の新成人の交流イベントということで、「しながわ大同窓会」と題しまして、成人式の前日、令和4年1月9日に、きゅりあんのイベントホールで交流のイベントを予定しております。

成人式同様、地区別の2部制ということで、午前・午後で実施をさせていただきますが、内容といたしましては、恩師との交流を予定しているほか、いろいろな着物を着たりということがあれば、写真撮影ができるような場所の設営とか、今年オンラインでやった映像を配信といいましようか、会場に流し流し見ることができる場所を設置するような形で、エッセンスだけになりますけれども、今年集まれなかった方々が集まれるような形のイベントも予定させていただいております。

以上、3つでございましたけれども、成人式と交流イベントに関しましては、12月1日号の広報で

周知をいたしますほか、対象の方々には個別に郵送でご案内をお送りする予定にしております。

○渡辺委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ありましたら、ご発言願います。

○須貝委員

1点だけ。今年、やる、やらないとあって、結局中止になって、各方面にいろいろご迷惑をかけていると思いますので、そういう教訓を踏んで、しっかり皆さんにできるだけ迷惑がかからないように、よろしく願いいたします。

○渡辺委員長

ほかはよろしいですか。

それでは、以上で本件を終了いたします。

そのほか、その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。

○午後0時16分閉会